

2021年6月8日

各 位

東京都中央区日本橋兜町1番10号平和不動產株式会社代表取締役社長土本清幸 (コード番号8803)東京·名古屋市場第一部·福岡·札幌問合せ先代表取締役専務執行役員岩崎範郎 TEL 03-3666-0182

当社株主総会の議案に関する 議決権行使助言会社 ISS 社のレポートに対する当社の見解

2021 年 5 月 14 日付け「株主提案に関する書面の受領および当該株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ」(以下、「本プレスリリース」といいます。)および同年 5 月 31 日付け株主総会招集ご通知(以下、「本招集通知」といいます。)にてお知らせしておりますように、当社は、2021 年 6 月 24 日開催予定の当社第 101 回定時株主総会において、当社株主である LIM JAPAN EVENT MASTER FUND(以下、「本提案株主」といいます。)の提案を受け、第 4 号議案 定款一部変更(日本取引所グループからの天下りの禁止)の件、第 5 号議案 定款一部変更(取締役の経験)の件、第 6 号議案 定款一部変更(政策保有株式の売却)の件(以下、「本株主提案」といいます。)を付議することとしておりますが、当社株主総会の議案に関し、議決権行使助言会社 Institutional Shareholder Services Inc.(以下、「ISS 社」といいます。)から、当社が上程した第 3 号議案(監査役1名選任の件)に対して「反対」、第 4 号議案に対して「賛成」を推奨する旨のレポート(以下、「ISS レポート」といいます。)が発行されたことを確認しました。

会社提案議案の提案理由および株主提案議案に対する当社取締役会意見の詳細は本プレスリリースおよび本招集通知にてお知らせしたとおりですが、ISS レポートは当社取締役会の意見との相違が認められることから、ISS レポートに対する当社の見解について、下記のとおりご説明申し上げます。

当社の株主の皆様におかれましては、本株主総会における議決権行使の判断にあたり、下記の当社の見解をご参照いただいたうえで、改めて当社取締役会の意見へのご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

ISS 社の推奨に対する当社の見解

第3号議案 監査役1名選任の件(会社提案)に対する当社見解

ISS レポートによれば、ISS 社は、大要、監査役候補者である下村氏について、当社が東京証券取引所と取引関係にあることにより、同氏の独立性を損なう可能性があることを理由に、会社提案議案(第3号議案)に反対推奨しています。

当社は、取締役および監査役の人事の客観性や透明性を確保するため、取締役会の下に、委員長を社外取締役、委員の過半数を社外取締役(現在は委員 4 名中 3 名が独立社外取締役)とする任意の指名委員会を設置しております。当社の取締役および監査役候補には、それぞれの職務を適切に遂行することが可能な能力・見識を有し、人格に優れた人物を選定しており、指名委員会による各候補者についての審議・答申を踏まえ、取締役会が決定しています。

下村氏については、公益財団法人財務会計基準機構における業務経験があり、財務・会計に関する相当程度の知見を有しており、金融商品取引法により取引所から一定の独立性が保たれた、日本取引所自主規制法人の常任監事を務めた経歴を持ち、その監査を担ってきた実績を有しております。かかる監査を通じて得た専門的な知識、経験等を、独立した客観的な立場により当社の監査体制に活かすことができる人物であると判断したことから、社外監査役候補者といたしました。

独立性について、同氏は、当社との間に取引関係等はなく、金融商品取引所が定める独立性基準に加え、当社が定める「独立役員の独立性判断基準」に定める各項のいずれにも該当しません。そのため、当社としては、同氏は当社との人的関係、資本的関係、または取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じるおそれはなく、独立性を有するものと判断しております。また、当社は、同氏を東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。したがって、ISS 社が指摘する独立性を損なう可能性があるとの指摘は妥当しません。

第4号議案 定款一部変更(日本取引所グループからの天下りの禁止の件)(株主提案)に対する当社見解

ISS レポートによれば、ISS 社は、大要、日本取引所グループ出身の役員の選任を禁止する議案は、当社取締役が東京証券取引所のような大口のテナントと関係性を有している場合、賃貸契約の交渉において利益相反が生じる可能性があり、東京証券取引所出身の取締役は、同社との賃料交渉に参加すべきではないことを理由に、株主提案議案(第4号議案)に賛成推奨しています。

ISS 社は、当社が、近年 TOPIX Real Estate Index を上回る実績をあげていること、また、その間に配当と自社株買いを通じて株主還元を増やしていることを評価しつつも、「賃貸契約の交渉において利益相反が生じる可能性があり、東京証券取引所出身の取締役は賃料交渉に参加すべきではない」としておりますが、当社は、従来より、東京証券取引所との賃貸料協議に真摯に取り組んでおり、2019 年 4 月には増額改定するなど、企業価値・株主利益の最大化に努めております。したがって、ISS 社が指摘するような利益相反関係が生じていることはありません。

なお、ISS 社は、本提案株主による東京証券取引所ビルの賃料に関する主張について、一定の評価を与えているように見受けられますが、本提案株主が主張する 1 坪当たり賃料 1 万 6,650 円(月額)という金額は、一棟貸しであることを考慮していない延床面積ベースの賃料単価であることから、これを周辺地域の募集賃料と単純に比較することは誤った評価であります。ISS 社は本提案株主の誤った評価を基に利益相反の懸念を示しているものの、上記のとおり、利益相反関係が生じている事実はありません。

株主の皆様におかれましては、本招集通知および本プレスリリースに加え、上記の ISS レポートに対する当社の見解をご賢察いただき、本株主総会における議決権行使の判断をしていただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

以上

独立役員の独立性判断基準

当社は、社外取締役および社外監査役(以下「社外役員」という。)について、金融商品取引所が定める独立性基準に加え、次の2. に掲げる基準に該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断しています。

1. 社外役員の選任方針

社外役員の選任に当たっては、当人との間に人的関係、資本的関係、取引関係その他利害関係がないことが望ま しいと考えています。ただし、当社の業容をよく理解し、当社の事業展開上、有益な役割が期待し得ることも重視して います。

2. 社外役員の独立性基準

- (1) 当社の主要な取引先の業務執行者 ※注1、注2
- (2) 当社を主要な取引先とする者の業務執行者 ※注3
- (3) 当社の主要な借入先の業務執行者 ※注4
- (4) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサル タント等 ※注5
- (5) 当社から多額の寄付を受けている者の業務執行者 ※注6
- (6) 当社の主要株主の業務執行者 ※注7
- (7) 上記(1)~(6)に該当する者の近親者 ※注8
- (8) 上記(1)~(7)に過去3年間において該当していた者
- (注) 1. 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役および執行役員をいう。
 - 2. 「当社の主要な取引先」とは、直近事業年度において当社の連結営業収益の2%を超える額の支払いを当社に行っている者をいう。
 - 3. 「当社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度においてその者の連結営業収益の2%を超える額の支払いを当社から受けている者をいう。
 - 4. 「主要な借入先」とは、直近事業年度において当社の連結総資産の2%を超える額の融資を当社に行っている者をいう。
 - 5. 「多額の金銭その他の財産」とは、年間 1,000 万円を超える額の支払いをいう。
 - 6. 「多額の寄付」とは、年間 1,000 万円を超える額の寄付をいう。
 - 7. 「主要株主」とは、直近の事業年度において発行済株式の総数の 10%以上の株式を有している株主をいう。
 - 8. 「近親者」とは、二親等以内の親族をいう。